



東証説明資料

Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2023年9月5日

- 1 「四半期開示の見直しに関する実務検討会」の概要
- 2 1Q・3Q四半期決算短信の開示内容
- 3 1Q・3Q四半期決算短信のレビュー
- 4 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い



1. 「四半期開示の見直しに関する実務検討会」の概要



<本検討会の目的>

- 2022年6月及び12月公表の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（以下「DWG報告」という）において示された四半期開示の「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて、投資者、上場会社、学識経験者その他の市場関係者の意見を十分に踏まえた検討を行うため、有識者による実務検討会を設置

<金融商品取引法改正の動向>

- 本年3月14日に四半期報告書の廃止を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回通常国会に提出され、6月8日に衆議院で可決後、参議院で継続審査とされている
- 本法律案において、四半期報告書の廃止に関する施行日は2024年4月1日とされているため、本法律案が成立した場合に、施行日に間に合うよう予め実務的な検討を行うもの

<主な論点>

- 四半期決算短信の内容
 - ✓ 具体的な開示事項
- 四半期決算短信に対するレビューの一部義務付け
 - ✓ 一部義務付けの要件や期間
- 取引所における情報開示の充実
 - ✓ 情報開示の充実に向けた施策の検討

<今後の進め方（予定）>

- 計3回ほど検討会を開催し、秋ごろを目途に、四半期開示の「一本化」に係る実務の方針を取りまとめ（第1回検討会：6/29開催、第2回検討会：8/31開催）

2. 1Q・3Q四半期決算短信の開示内容



（四半期開示の「一本化」の背景）

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、内容面での重複や開示タイミングの近接について指摘があった
- コスト削減や開示の効率化の観点から四半期報告書（第1・第3四半期）と四半期決算短信を「一本化」する

（DWG報告での意見）

- 四半期決算短信の速報性の確保や企業負担への配慮、四半期決算短信の発表と併せて行われる企業の自主的な開示の促進の観点から、開示内容の追加拡充は不要
- 四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきた経緯がある。また、投資家においては、四半期報告書の注記情報等を投資判断に利用している実務がある。このため、「一本化」後の四半期決算短信について、現行の開示内容のままでは、投資判断に必要な情報が十分に提供されなくなるおそれがある
- 速報性の確保については、情報追加に伴って四半期決算短信の開示タイミングが遅れるとしても、現状の四半期報告書と同じタイミング（四半期会計期間後45日以内）であれば許容可能

（DWG報告で示された方向性）

- こうした意見や、現在の我が国の平均的な企業における開示姿勢等を踏まえると、今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進める
- 投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示

<第1回検討会での主な意見>

（方針）

- 投資者ニーズが強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フロー情報）を追加する方針に特段の異論なし

（CF注記・CF計算書）

- IFRS・米国基準について、日本基準と同等の取扱いとし、CF計算書ではなくCF注記とすべき。CF計算書の作成負担が大きくIFRS任意適用の促進を妨げるおそれもある
- 現行の四半期報告書において、IFRS・米国基準では、CF計算書の開示が求められているものであり、方針案に賛成。
- 企業価値を考えるとときにCF情報は非常に重要。本来は、日本基準においてもCF計算書の開示が望ましく、要請すべき

（レビューの有無）

- 投資者への情報提供の観点から、レビューの有無はサマリー情報に記載すべき。レビュー報告書も添付すべき。
- レビューは任意という趣旨を損ねないよう、レビューを受けた場合にのみ、サマリー情報の特記事項にその旨を記載すればよい

（その他追加すべき事項）

- 経営成績等に関する説明について、開示状況やその重要性を踏まえ、開示を義務付けるべき（または積極的な開示を要請）
- 任意開示を含めてみれば、必ず経営者は経営成績等に関する説明を入れるが、その中身や開示する場所について義務付ける必要はない
- フェア・ディスクロージャーの観点から、BS・PL・CF計算書関係の注記について、適時開示または臨時報告書を提出した場合に、それに関連する事項の注記を求めるべき。価格変動の大きい金融商品・有価証券・デリバティブ関係や、業績への影響の大きい企業結合関係の注記についても開示を求めるべき
- 研究開発費や従業員数は、CGコードの改訂や有報の府令改正により記載が充実しており、投資者ニーズも強いことから、重要な変更があった場合には開示を求めるべき
- 偶発債務や後発事象についても検討が必要ではないか
- 四半期決算短信の将来における任意化や、自主開示の促進が検討のスコープに入っている中では、開示内容の追加は必要最低限にすべき

方針（案）（四半期決算短信の内容）

【基本的な考え方】

四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加**し、開示を義務付け

＜財務報告の枠組み＞

見直し後の財務諸表等規則・会計基準（※）のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認めるとともに、必要な事項を追加（キャッシュ・フローに関する注記）

※開示事項については、現行の第1・第3四半期報告書から、一部省略を認める想定

※ベースとなる枠組みについては、関係者における今後の対応を踏まえて検討。なお、ASBJでは、四半期報告制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、今後関連する会計基準等の検討が行われる見込み。

＜開示の内容＞

| | | |
|--------|------|---|
| サマリー情報 | | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「レビューの有無」を注記事項に記載（規則によるレビューと任意のレビューを区別） ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1） |
| 添付資料 | 財務諸表 | <p>日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※2） （CF計算書は投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請） |
| | 注記事項 | <p>現行の注記事項に「セグメント情報等の注記」「キャッシュ・フローに関する注記」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業的前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ セグメント情報等の注記（新制度における半期報告書と同水準） ➢ キャッシュ・フローに関する注記（CF計算書を省略する場合） |
| | その他 | <p>経営成績等の概況（※3） 継続企業的前提に関する重要事象等（現行と同じ） レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）</p> |

※1：現行の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

方針（案）（四半期決算短信の内容）

- 開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、投資判断に有用な情報について、適時開示ガイドブックにおいて例示し、積極的な開示を促すこととする

＜「投資判断に有用な情報」として、積極的な開示を要請する事項（例示）＞

（財務諸表・注記事項）

- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表の注記
 - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
 - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記（※1）

（その他）

- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（※2）
 - ✓ 経営管理上重要な指標
 - ✓ 設備投資・研究開発費
 - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響
（例）企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響

※1 現行の四半期報告書では以下の取扱いとなっている。

- 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が見られる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

※2 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。

3. 1Q・3Q四半期決算短信のレビュー



<1Q・3Q四半期決算短信のレビュー>

（DWG報告での意見）

- 四半期報告書については、四半期連結財務諸表に対する信頼性を確保する観点から、監査人によるレビューが求められてきたところ、「一本化」後の四半期決算短信についても、財務情報の信頼性の確保、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機の抑止等の観点から、監査人によるレビューの義務付けを求める
- 第1・第3四半期における監査人のレビューを義務付けない場合でも、上場会社が提出する半期報告書と有価証券報告書に対して監査人によるレビューや監査を行うことで、財務情報の信頼性を確保していくことが考えられる
- 速報性の観点から監査人によるレビューの義務付けを不要とする

（DWG報告で示された方向性）

- 速報性の観点等から、四半期決算短信については**監査人によるレビューを一律には義務付けない**
- レビューを受けるかどうかは任意とし、投資家への情報提供の観点から**レビューの有無を四半期決算短信において開示**
- 例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、**信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付ける**

<第1回検討会での主な意見>

（義務付けの要件）

- 要件について特段の異論なし

（レビューの対象期間）

- 四半期短信は適時開示の一般原則から訂正がなされること、また、有報は訂正される際に訂正監査が行われることを踏まえると、四半期短信に遡及的なレビューを行う意義は限定的
- 1Q・3Qのみを対象とする課徴金事案が限定的なこと、四半期短信は進捗を図るものであることを踏まえると、四半期短信に遡及的なレビューを求める必要はないのではないか
- 監査人としても、遡及的なレビューの実施は難しい
- 遡及的なレビューを求めない場合、実質的にレビューを義務付ける期間がなくなる可能性があり、解除時期を、例えば翌期までとすることも考えられる

（レビュー（準拠性の枠組み））

- レビューの具体的な手続きについて整理が必要
- 適正表示／準拠性について、取引所・アナリスト協会・日本公認会計士協会において教育活動が必要

方針（案）（レビューの一部義務付け）

【基本的な考え方】

- 1Q・3Q四半期決算短信について監査人によるレビューを一律には義務付けないが、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に、監査人によるレビューを義務付け
- その際、上場会社・監査人における予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定する。具体的には、会計不正等を踏まえた監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等をその要件とする

（義務付けの要件）

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、無限定適正意見（結論）以外の場合
 - ② 直近の有価証券報告書において、内部統制監査報告書における無限定適正意見以外の場合
 - ③ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く）
 - ⑤ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書の訂正を行う場合で、訂正報告書において要件に該当する場合も対象

（義務付けの対象期間）

- 要件該当以後、提出される1Q・3Q財務諸表については、レビュー義務付け

（義務付けの解除要件）

- 要件該当後、提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、上記①～④の要件にいずれも該当しない場合に義務付けを解除

（レビュー実施者（任意でのレビューを含む））

- 年度の監査人と同一の監査人によるレビューを求める

（レビュー基準（任意でのレビューを含む））

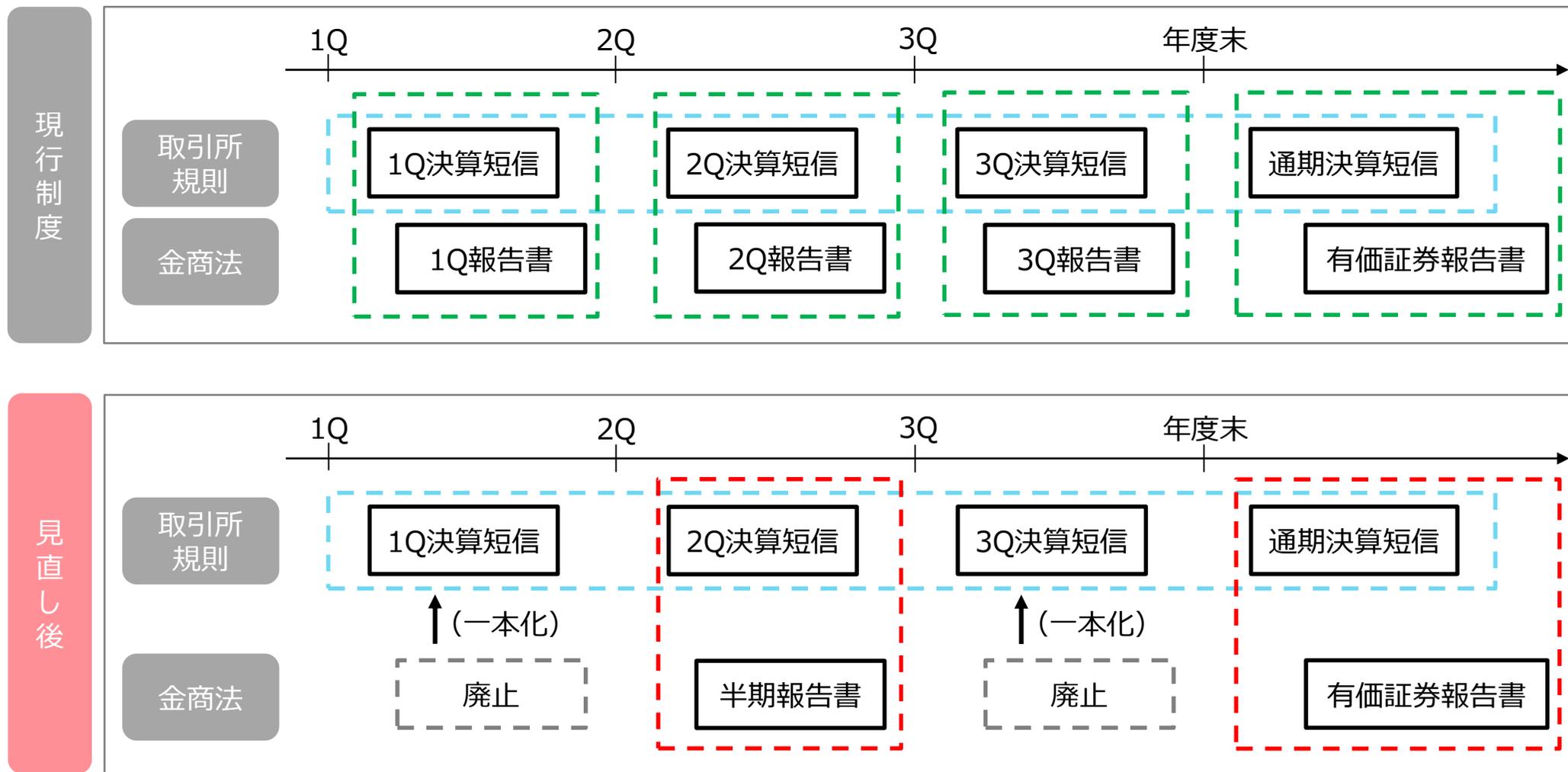
- 制度上の位置付け等を踏まえ、日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビュー（準拠性の枠組み）を求める

4. 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い



年間における短信・報告書の開示

- 現行制度では、各決算短信に対応する金商法上の法定開示があることから、開示内容の簡素化等を通じて速報の役割を担っていた
- 今般の四半期開示の見直しに伴い、1Q・3Q短信については対応する法定開示が廃止となる一方、2Q・通期短信については引き続き対応する法定開示が存続することとなる



方針（案）（見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い）

<方針（案）>

【基本的な考え方】

- 2Q・通期は、法定開示が存続することから、2Q・通期の決算短信については、現行の取扱いを維持

（位置付け）

- 法定開示（半期報告書・有価証券報告書）に対する速報という位置付けを維持
- 2Q・通期短信は、レビュー・監査の対象外とする（1Q・3Qにおいて、規則によりレビューが義務付けられる場合も同様）

（開示内容）

- 現行の取扱いから変更なし（2Q短信において、1Q・3Q短信で追加される事項について、「開示の義務付けはせず、速報性と投資者ニーズを踏まえ、各社の判断」とする）
- ※ 2Qの連結財務諸表の様式については、1Q・3Q短信に適用される財務報告の枠組みではなく、新制度における半期報告書に適用される財規に従う

（開示資料名（2Q））

- 1Q・3Q短信との連続性の観点から、「中間決算短信」等ではなく、「第2四半期決算短信」とする